

## 千葉県水道事業運営審議会 結果概要

1 日時 平成31年1月11日（金）午後2時30分～4時38分

2 場所 千葉県庁本庁舎5階大会議室

### 3 出席者

#### 【審議会委員】

坂本委員、太田委員、滝沢委員、轟木委員、名輪委員、宍倉委員、阿井委員、  
武田委員、守屋委員、塚定委員、小宮委員、熊谷委員、内田委員、小泉委員、  
荒井委員、後藤委員、石田委員、竹中委員（以上18名）

#### 【県職員】

今泉総合企画部長、金子水政課長  
岡本水道局長、倉持管理部長、縣水道部長、岩船水道部次長、剣持水道部次長、  
萬谷総務企画課長、貫井業務振興課長、鈴木財務課長、長田計画課長、  
岡戸浄水課長、渡辺給水課長、飯田総務企画課副参事（兼）政策・広報室長、  
他関係課職員

- 4 議題
- （1）県内水道の概況について（報告）
  - （2）千葉県営水道事業の現況等について（報告）
  - （3）県内水道の統合・広域化について（報告）
  - （4）千葉県水道ビジョンの策定について（報告）

### 5 議事内容

#### 議題（1）県内水道の概況について

##### 【事務局より資料1に基づき説明】

（委員）

勝浦市は水道料金が高額になっているが、補助対象の20事業体の中には勝浦市が含まれていない。これは、補助対象要件の何かが足りないということか。

（事務局）

勝浦市は、市の一般会計から水道事業への高料金対策としての繰出しを行っていないため、補助金制度の対象外となる。

(委員)

この補助金の補助対象は20事業体となっているが、東庄町は第1と第2の二つの上水道事業を担っていて、香取市も合併前の形だと思うが、補助はどちらかだけでなく、事業体に1本で出しているという理解でよいか。

(事務局)

補助対象としては1本で出している。

(会長)

この補助金制度は、昭和52年度に始まってから41年ずっと続けていて、毎年約25億円くらい補助しており、これによって県内の水道料金が3倍くらいに収まっている状態にある。

さて、先月、水道法が改正されたが、滝沢委員が厚生労働省の専門委員会の委員長を務められ、改正水道法の素案を作られたので、そのポイントをお話しいただきたい。

(委員)

今回の水道法改正は約60年ぶりで、法第1条の目的そのものを書き換えたということで非常に大きな改正となっている。今日では全ての国民が水道を使える状況になってきたが、人口減少や節水機器の普及により水道の使用量が減ってきており、水道局の料金収入がだんだん減っていくという中で、高度成長期中心に急速に整備拡張した施設は更新時期を迎えてきている。このような中で、これまでの水道基盤を整備して拡張していく、水道サービスを全国に普及させるという法の目的を、水道基盤の強化に変更した法改正となった。

法改正の趣旨は、水質の安全性を担保し、地震等の災害への体制を強化しつつ、料金等の経営基盤を固めるための方策を考えていただきたいというものである。これにより、国と県と各市町村が、それぞれの役割を明確にして互いに連携し、水道基盤の強化を図っていくとともに、特に県の役割としては、広域連携の推進が規定された。人口規模の小さい市町村の水道事業は職員数も少なく、特に技術系職員の確保が非常に難しくなっているため、広域連携のやり方はいろいろあるが、料金統一や事業統合するということまで至らなくても、水道事業体同士のつながり、用水供給事業体と末端給水事業体とのつながり、いろいろなつながりを固めて連携していく方策をぜひ考えていただきたい。これを基盤強化方策といっているが、各事業体はこのような基盤強化の計画を立てて、県は事業体に対して、国は県を通じて事業体を支援していく。そういう意味では千葉県は改正された水道法の趣旨を先取りして取り組んでいる面もあるので、全国に先駆けた良い事例をこれからも形作ってほしいと思う。

## 議題(2) 千葉県営水道事業の現況等について

【事務局より資料2に基づき説明】

(委員)

水道局は上水道事業と工業用水道事業が同じ組織の中にあり、4月から造成土地管理事業も一緒になるということだが、上水道の技術者育成と確保が大変な中で、経営状況等があまり良くない工業用水道事業との関係はどうか。

(事務局)

組織統合により、上水道、工業用水道、造成土地管理事業の3つの事業が、それぞれ個別会計で行われるようになる。新たに造成土地管理事業が加わっても、上水道事業及び工業用水道事業は、これまでと変わることのないように対応したい。

また、技術者の養成等についても、現在様々な形で人員確保に取り組んでいるが、事業間の人事交流等を行うなどして確保に努めていきたい。

(委員)

組織が一本化されたことによって、会計間での資金融通が利きすぎてしまわないのか。資金面での独立性は確保されるのか。同じ管理者の中で、上水道事業の資金を工業用水道事業に融通するようなことがないように、きちんと運営していただくよう要望する。

(事務局)

経理は事業ごとに特別会計を設けて行うこととされているので、的確に対応させていただきます。

(委員)

経理ではなくて資金のやりくりの話で、上水道事業での利益を工業用水道事業に入れてはいけないと思うので、きちんと対応してほしい。

(事務局)

会計ごとにきちんと対応したいと思う。

(委員)

3点お聞きしたい。1点目は、中期経営計画では運営基盤強化の取組として、企業債発行額を80億円に抑制するとともに、企業債元金120億円を償還すると書いてあり、平成27年度末の企業債残高は1,473億円となっているが、平成32年度にどの程度の圧縮、縮減をする予定なのか。

次に、ちば野菊の里浄水場の施設整備事業費446億円の投資効果があまり明確になっていない。県水道局の平均値で県民一人あたり、1日に約360リットルの水道水を使っているが、おそらく、お風呂や洗濯、料理といった生活用水として使われていて、ほとんど飲用されていない。おいしい水を作るためということはわかるが、高度浄水処理を行うことが過剰投資ではないかと思っている。水道局はこの点をどう思っているのかが2点目。

3点目は、内田委員が指摘したように、もともと工業用水道事業と企業土地管理局は同じ組織だったが、工業用水道事業が分かれて水道局の組織になったのに、また、企業

土地管理局と組織が一緒になるわけである。会計処理は別ということだが、一つの組織になるメリットはどこにあったのか。管理者が1人になることで給料が違うだけなのか、明確な数字で教えてほしい。

(事務局)

1点目の企業債残高の圧縮、縮減について、中期経営計画上では、平成32年度末の企業債残高は1,861億円を見込んでいる。これは計画期間中に、毎年度190億円の企業債を発行した場合の計画値で、各年度の当初予算では190億円を計上するが、最終的な企業債発行額については、事業の執行状況や資金残高等を勘案して補正している。

企業債発行額の抑制については、平成29年度は80億円に抑制して企業債残高の減額をしたところであり、各年度の資金の状況を勘案して、企業債残高を縮減していくように運営していきたい。

(事務局)

2点目の野菊の里浄水場の第2期工事の費用対効果について、本工事は、老朽化した栗山浄水場の浄水機能を移転し、将来にわたって安全で安心な水道水の安定供給を行うものである。高度浄水機能の付加については、ホルムアルデヒドやカビ臭の対策として通常の浄水処理で対応できない部分に付加的にオゾンと活性炭を入れるものである。

定量的な費用対効果の算出というのは、なかなか難しいが、概ね50万人の県民の皆様に、将来にわたり安定供給するために必要な投資と考えている。

(事務局)

3点目の企業土地管理局との統合メリットについては、今回の統合は公営企業の一体化によって組織の効率化を図ろうというもので、水道局と企業土地管理局、両組織の管理部門が集約化され、さまざまなメリットが生まれるのではないのかと考えている。具体的には、管理部門の職員数削減が見込まれるが、現在調整中であり、まだ具体的なものが申し上げられる段階にない。

(委員)

1点目の確認だが、平成32年度末で企業債残高が1,861億ということは、平成24年度並みに企業債残高が戻っていくということか。

(事務局)

これは中期経営計画の中で、毎年190億円発行した場合の計画値であり、各年190億円までは企業債を発行しない形で運営を続けており、平成30年度当初予算ベースでの企業債残高は、平成30年度末の予定が1,486億円と見込んでいる。

中期経営計画では、企業債残高が1,686億円なので、実際、現段階の見込みでも中期経営計画よりは企業債残高を圧縮している。今後も同様な形で可能な限り資金残高、保有する資金を活用していきたいと思っており、中期経営計画上の数値を下回るという

ことは十分可能だと考えている。

### 議題（3）県内水道の統合・広域化について

#### 【事務局より資料2に基づき説明】

（委員）

質問に入る前に、まず上下水道料金の徴収一元化については、改めて御礼申し上げる。私が市長就任後、事務局を担い周辺市や県との調整をし、重点課題として取り組んできた。結果、千葉市、県営水道エリアで大きな効果が得られた。改めて県が決断していただいたことに感謝申し上げます。

その上で、一点だけ質問したい。この当面の考え方は平成22年3月に出されており、その中でリーディングケースについては平成24年度を目途に県営水道との統合を目指すと書いている。この間、県として様々な取組をしていたことは十分承知しているが、結果として9年経った今でも、統合は実現されていない。これだけ期間がかかっている理由を県としてどう考えているか。

（事務局）

御指摘のとおり、相当年数がかかっている。水道事業の統合については、判断指標が料金になると考えている。そうした中、負担をどうするのか、料金を安くするためにどうするのかといったところをすり合わせないことには、具体的話に到達し得ないという部分があったと考えている。

（委員）

やはり企業団だから、当然各市町村それぞれに事情があり、それぞれに意思決定するプレイヤーがおり、その中で県が調整してこれだけの時間がかかるということだと思う。そうした意味では、千葉市からの県営水道との統合の提案に関しては、リーディングケースが先だという話だったが、リーディングケースとしているのは、意思決定が難しく、財政の厳しい自治体であるので、そうした事情を考えた上で、統合を県内全体でどう進めていくかを考えていく必要がある。この点は次の資料で詳しくお話させていただきたい。

（委員）

県水道局はずっと末端給水をやっていただけるということでよいか。また、資料3ページに「新たな財源は県と市町村で負担」と記載があるが、この市町村に、県営水道エリアの市町村は入っていないということによいか。

（事務局）

先ほどの説明のとおり、県の基本的な考え方としては、用水供給事業は県で、末端給水事業は市町村が担うということがある。一方、県営水道エリアには、県のみが給水しているところもあれば、そうではないところもあり、このエリアをどうやっていくかは、

今後、国の方から示される予定の広域化推進プランの内容を見ながら、関係者と対話をし、どういう形が皆さんに納得していただけるのかを考えながら進めていきたいと考えている。

もう一点、リーディングケースに関する県の負担分について、県営水道エリアの市から負担いただくということは全く考えていない。

(委員)

3ページの第2ステップの図を見て安心した。また、水道局の中期経営計画の資料では、「30年間にわたる」と書いているので、30年ぐらいは県営水道にやってもらえるということで理解させていただく。

(委員)

先ほど県内水道の概況の中で、千葉市を含めて白地の部分については、広域化推進プランで対応していくということか。

(事務局)

今後、総務省から広域化推進プランを作るための手引きが示されると聞いている。それを踏まえて、白地の部分だけでなく、県全体としてどのような組み合わせで統合をしていくかということ、関係市町村や水道事業体に広く意見を聞きながら取りまとめていきたいと考えている。

(委員)

前回、坂本会長から千葉県の場合は全国の縮図で色々なケースがあるというお話があり、先ほど、滝沢委員から今回の改正水道法についてお話があった。この改正水道法によって、千葉県の水道行政が抱えている問題は、乗り越えていけるのか、対応できるのかということはどうか。

(会長)

これは、滝沢委員のお話を伺いたい。

(委員)

どの部分を見るかだと思うが、わかりやすい料金で言えば、千葉県に限らないが、おそらく県としては県内の水道料金の格差が問題であるということだと思う。マスコミの方も料金格差はけしからんということを言われている。水道が、生きていくために基本的な仕組みだとすると、できるだけ県内あるいは全国同じ基準で使えることが最も好ましいが、携帯電話と違って基地局を設置すればどこでも同じというわけにはいかない。水というものが、ある地域では地下水が豊富であったり、全く逆でそのような水源がない地域もある。そこで人口が増えてくると遠くから水を引っ張ってこなければならぬ。水そのものは、雨水は無料かもしれないけれども、施設を作るにはかなりの投資をしなければいけないため、どうしても地域によって料金格差が出てしまう。これをこれからどうしていくかということが一つの課題であり、基盤強化していくためには、

まず困っているところをどうしていくかというところを一つの優先課題と考えるというのもあると思う。

一方で、それはわかるが我々の水道料金は相対的に安いけれども、それは努力をしてきた結果であり、地理的な要素もあるので、そのお金をもって他の事業体をカバーするというのは、今までの水道の長い歴史を考えると、すぐには住民の方に納得してもらえないというのは、千葉県に限らずどこにでもある話だと思う。

これがひとことで広域化と言っても難しいところで、これから皆さんに納得してもらえるような形で、どうすればお互いにメリットを分けあいながら進めていけるかという難しい解決策を探っていく道筋も必要である。それぞれの自治体で老朽化の問題等に対処するという方法もあると思うが、少し広域的に見ると今述べたような課題もあると思う。

千葉県が一番懸念されているのは、半島地域というのは不利であり、半島の先端の方は大きな水瓶を作ることができないので、どうしても遠方から水を取ってこなければならぬという地形的に不利な条件があるので、料金も高くなってしまう。

坂本会長が長く千葉県と御検討されて、高料金になっている地域にどういった支援ができるかを優先的に考えようという結論に至っている、という歴史的な経緯があるとお聞きしている。

解決策は一つではなく、地域によっていろいろな解決策への道筋があろうかと思うが、熊谷委員から端的に言う取組が遅いじゃないかというお話があったが、それは現状生じている格差をどうすれば皆さんに御理解いただき、納得していただけるような形で埋めていけるのかというところに時間を要しているのだと思う。

千葉県は少しずつではあるが、このような取組が着実に進んでいると思うので、さらに議論を加速して、より早く実現していただければと思う。ただし、この問題は非常に重要ではあるが、千葉県には他の地域もあるので、その他の地域の現状も御理解いただきながら、ぜひ支援していただければと思う。

#### 議題（４）千葉県水道ビジョンの策定について

【事務局より資料４に基づき説明】

（委員）

リーディングケースと並行して他の事業体の統合について、検討できないのかどうか、できないのであればその理由についてお尋ねしたい。

千葉市は97万人の政令指定都市ではあるが、千葉市内の給水のほとんどの地域は県営水道が担っており、千葉市水道局は給水人口が5万人にも満たない若葉区と緑区の人口密度の非常に少ない地域に給水しているという、水道事業体としては極めて脆弱な状況にある。また、千葉県と共同で水源を活用するために浄水場を建設するという計画で、我々は用水として霞ヶ浦の水利権を取得したが、水需要が思うように伸びなかった結果、この建設が保留状態になっている。そのため、取得した水利権が全く活用できて

いない状況の中で費用のみを払い、かつ、水はないので、県から水を買って5%の市民に給水しており、二重に費用を支払っている状況にある。私共は5%の人口のために、一般会計から8億4,500万円を補てんしている状況であり、単一の水道事業体としての経営改善には限界がある状況である。私も知事に対して何度もこの県営水道との統合について要請させていただいているが、リーディングケースが先だという考え方の中で、具体的な協議には一向に入れていない状況である。

その上で申し上げますと、このリーディングケースは多数の行政体にまたがっているため意思統一が大変難しい状況にある。そうした中で、「待て」というのは、私はおかしいのではないかと思う。千葉市意思決定はとてもシンプルであり、先般、市議会でも、千葉市の水道事業と千葉県営水道事業を統合する協議を開始すること、という意見書が全会一致で通っているのです。協議は極めて早く進む。我々は上下水道の徴収一元化についてリーダーシップを発揮させていただいたという自負もある。

改めて伺うが、リーディングケースと並行して他事業体との統合について検討できないのかどうか、その点についてまず伺いたい。

#### (事務局)

先ほどの説明と多少繰り返になってしまうところがあり、申し訳ないが、県水道局が給水している地域は、県のみが給水している市があれば、千葉市のように県と市が給水している市もあり、各水道事業体の経営状況や水道料金も異なっている状況である。我々としては、県営水道地域については、全体をどうしていくのかということ念頭に考えていかなければならず、この地域における水道事業の在り方について、千葉市をはじめとする関係市と十分対話を行いながら検討を行っていきたいと考えている。

なお、県に今後策定を求められる広域化推進プランについては、千葉市を含めた県全体をどうやっていくのかというものなので、我々としては、プラン策定の手引き等が示され、説明があった段階で、プラン全体をどのような形で作成していくのかを整理をした上で、千葉市をはじめ皆さんの御意見を聞きながら、リーディングのみではなく、枠組みも検討していければと思う。

#### (委員)

そういうことであれば、県水道局の給水エリアの関係自治体がしっかりとある程度意思統一を図りながら県と協議させていただければ、リーディングケースと並行して具体的な協議を進めていくことは十分にあり得るという認識でよろしいか。

#### (事務局)

検討と協議の境目はあると思うが、リーディングの方も統合協議会は設置していないが、料金平準化のための財政負担についても、検討と言いつつ実際には協議の一部であると思う。重要なところの整理から入っていきながら、どのような形でやっていくかという検討は行っていければと思う。

(委員)

私共からすると、今後の10年間は、リーディングケースを中心にし、千葉市や周辺市は一生懸命意思統一して提案しても、事実上協議しないと言われていた感じがしており、我々としては到底容認できないと思う。なぜ広域行政体として県が存在しているのか、それは県内の行政体の効率化が一番の使命、存在意義だと思う。少なくとも我々千葉市は、助けてくれなどと言っているのではない。統合した方が明らかにコストは浮き、浮いた分のコストをそれぞれの行政体がどのように分担するのかは、しっかり協議をしないといけないと思うが、我々が一生懸命努力しても協議ではなく検討だと言われてしまうと、私共は納得できないので、是非、広域行政体の県としてスピード感とリーダーシップを持って、県内の行政体の再展開を求めていただきたい。もちろん、私達も皆さんが協議に応じられるよう、意思統一や調整はするので、ビジョン素案の中にある「リーディングケースとして進め、その後」という表記を、「リーディングケースとして進めながらも、他の水道用水事業体との統合に向け」と直していただかないと私共は納得しない、そのことを申し上げたい。

(事務局)

総務省の研究会から、いろいろな財政シミュレーションをやりつつ、統合の枠組みを決めなさいという報告書が出ており、広域化推進プランの策定に当たっては、実質的な部分に入った検討・協議が当然入ってくると認識している。そうすると、リーディングはリーディングで我々は検討の場を設けているので、しっかりと進めていきつつ、他の地域についてもプランという形の中で実質的な検討を進めていき、そこである程度の合意ができたところから、細かいところまで協議検討をやっていくものと考えている。

(委員)

私は改正水道法や総務省がなくても本来県は広域行政体として、こうしたいという思いがあつてしかるべきと思う。当然ながら、基礎自治体が意思統一し、みんなが納得できるところまでいかない限り、県としては協議に応じる必要がないわけだから、少なくとも「その後」のような、できればやりたくないとはまでは言わないが、少なくともみんなが努力するのであればあり得るね、くらいの表記にすることは問題ないと思う。本来は、県としてやらなくてはいけないことだと思うので、表記については十分にお考えいただいて、県として心意気を示していただければと期待している。

(委員)

今の質問に関連して、千葉県は半島性から水道事業が厳しい状況に置かれているというのはよくわかるが、統合・広域化はできるところから進めてほしいという坂本会長のお話や、改正水道法の趣旨が自治体の課題を解決していくことであり、これまで拡張が主になっていたが、これからは経営基盤強化が重要だということなので、千葉市が大変厳しい状況に置かれていることを御理解いただき、熊谷委員からもお話があつたとおり、

千葉市水道事業と県営水道事業の統合についての意見書が千葉市議会で全会一致で可決されたので、ただ今の意見に賛同したい。

(委員)

ほかの地域の方々も同じ思いがあるのではないかと思う。私は審議会委員としては、千葉県全体の水道のことを考えなくてはならないが、私の地元、市原市も県営水道、市営水道、さらに井戸水に頼っている地域もある。優先順位をもって検討する時ではないと思う。同時並行にやる体制を整え、県水道局ブロックも実情は異なるので、もう少しきめ細かな体制、考え方を持つべきではないかと思う。そういう意味では水道法改正と新水道ビジョンの現場にあった、現状で基礎自治体が策定を進めている水道ビジョンに対する整合性がもう少し問われなくてはならないのではないかと思う。熊谷委員と同意見であり、「その後」という言葉は不適切であり、「同時並行で行う」という形を取っていただきたいと強く要望したい。

(委員)

資料4の3ページの具体的な数値目標が空白のところはいつ頃記入されるのか。

(事務局)

最終案の段階では数字を精査して入れていきたいと考えている。

(委員)

先日の説明では審議会で示されるとの認識でいたが違うのか。そうすると審議会委員へは、いつ数値が示されるのか。

(事務局)

説明がよくなく申し訳ありません。審議会委員の皆様には、ここで御意見を伺っているので、修正した骨子案や、全文を記載した案を参考として送付したいと考えている。

(会長)

太田委員、全体を通してお願いします。

(委員)

広域化の手順、プロセスを巡っては、県営水道の位置、役割が大きいことを再認識されたと思う。その中で一つ、ビジョン骨子素案の3ページの図の中で、技術職員の育成、確保というところがあるが、やはり水道局、水道事業体を担う人材は、事務職員も企業会計を含めて一般行政とは違い、専門性を発揮しなくてはならないが、この確保が必ずしも十分になされていない。

また、同時にそのことが、技術継承等、将来に対する不安を醸成しており、これは全国的な状況がある。そうであれば、将来、県営水道が果たしていく役割を基本的に担うのは職員なので、どう確保するかというのは大変重要である。特に「強靱」のところで、危機管理体制とあるが、危機管理を担うのも人材であり、それが十分に確保され

ないと最大のリスクになると思う。もちろん老朽化対策等も重要だが、その老朽管をいかに更新し、あるいは耐震化を進めていくか、最終的には人である。これが水道事業は全国的にもピーク時から4割以上減少している現実がある。

一方で、県水道局の資料2の6ページに「管理者の権限と責任の下で迅速かつ機動的な対応」という文言があつて、御案内のとおり、地方公営企業法で管理者制度が導入されており、水道事業に関しては管理者が首長と同格の位置で責任を負い行使するという仕組みがある。しかし、行政全体の人員管理計画の中で、必ずしも十分にこの権限、責任が行使されていない現実がある。他の自治体の中では、プロパーとして水道事業を担う人材を別途採用するという事業体も出てきているので、そういう点では危機管理や広域化の推進を含めて、最終的に担うのは人材ということを踏まえた上で、是非、人材の確保について、配慮していただきたい。単なる全体としての人員計画だけではなく、いろいろな工夫をしながら、専門性を生かした人員の育成と確保に留意いただきたい。これは希望を含めてお願いとしたい。

(委員)

最近、地震が頻繁に起きており、平成30年6月に大阪の水道管の破裂などもあったので伺いたい。国では、基幹的な水道管の耐震化の対応割合を平成32年までに50%以上としており、平成28年のデータでは、東京都が63%、神奈川県が67%となっているが、千葉県ではどの程度あったのか。

(事務局)

県内水道事業者の基幹管路の耐震適合率は、平成28年度末時点で55.1%となっている。

(委員)

そうすると、東京都、神奈川県より下がっているという認識になる。では水道局の状況はどうか。

(事務局)

県営水道における平成28年度末の基幹管路の耐震適合率は53.6%となっている。

(会長)

ありがとうございます。他に御意見ございませんか。

今日は本当に御熱心に御協議いただき誠にありがとうございました。どの皆様の発言もこれからの千葉の水道、ひいては日本の水道をどうしていくのかということを熱心に御議論いただいたと確信している。県の方でも特に熊谷委員から御発言のあった件については、私も初期の段階からずっと知っているのですが、その御苦勞はわかるが、実現に向けて走っていただきたいと思う。

12年前に私共がまとめたこの提言が、私としてはやりやすいところからやりましようと言ったのだが、それが12年経ってもあまり進まなかったということは誠に残念な

ことである。本当を言えばイギリスと同じようにもう少し法律的にやることになればもっと進むのだが、私も厚生省で広域化を30年引っ張ってきたが、なかなか進まないというのはやはり、お互いの料金格差の問題で安いところは絶対に反対と、これに尽きるので、この辺を含めてどう理解をするかをみんなで考えて、日本列島としてどういう姿が良いのかということが問われているので、その中でいつも申し上げているが、千葉県の水道は日本列島すべてを含めた縮図になっているから、ここを解決すれば日本列島は大丈夫だということに頑張っていたきたいと思うので、よろしく願いしたい。